



シュンデンタルタイムズ

6

2024

いい病院知ませんか？

事務長の塩崎です。医療機関で働いていると、よく聞かれるのが「いい病院知らない？」この質問です。いい病院というのはおそらく、病気が治り、痛みが取れて、サービスが良く、先生やスタッフの接遇も良くて・・・結局、患者さまの要望が合致するところが良い医療機関なのかな？と。

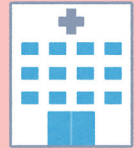
しかし、他の病院の内情までは意外と知らないものなのです。

そこで今回は、病院選びの参考となる基準をみなさんにご紹介したいと思います。

施設基準届出医療機関

質問された方に「参考になる資料を厚生省厚生局が公開していますよ」とお伝えする時があります。

(当院は256頁に掲載あり)



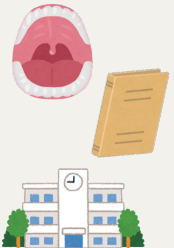
北海道厚生局のホームページに施設基準というものが出ているのをご存知ですか？ここに、保険医療機関がどのような病院なのかが公開されているのです。

施設基準って何？

例えば、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」(通称:か強診)という施設基準があります。

※R6年6月の改訂で根管強という施設基準に変わりますが、次回ニュースレターで詳しく後述します。

- 歯周病安定期治療を行なっているか？
- フッ素の適切使用を推奨しているか？
- 患者様の診療情報を提供・共有した実績があるか？
- 治療時の偶発症、緊急事態に医科との連携体制が確保できているか？
- 学校医などに就任しているか？
- AEDなど、緊急時に適切な装置・器具を有しているか？



記載した要件が満たされることで、厚生局から施設基準として認められます。

小児から高齢者まで幅広く総合的に口腔衛生に寄与できる歯科医院ということになります。

※全国の歯科医院の約20%しか取得できていないハードルの高い施設基準となります。

施設基準を認められるには？

実績の報告を厚生局に医療機関が申請し、申請内容が妥当と判断されれば、厚生局から認められ施設基準登録されます。

施設基準で 病院やクリニックを選ぶには

シュンデンタルクリニックが取得する施設基準のなかに、
歯科麻酔管理があります。

道内に3件しかない
歯科麻酔管理の歯科医院です



令和6年5月1日現在で、歯麻管を認められている道内の歯科医院は3件しかありません。厚労省によると、歯麻管は「歯科麻酔を担当する歯科医師により、質の高い麻酔が提供されることを評価するもの」とされています。

「シュンデンタルクリニックでは質の高い麻酔が行われています」と公開されていることとなります。

歯科の麻酔に不安がある為、なかなか治療に行けないという方は、歯麻管を持っている医療機関を受診してみるというのも施設基準を使った病院の選び方となります。

なかなか目に見えづらい“良い病院”。

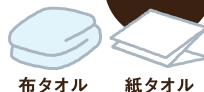
施設基準でご自身に合った病院を検討してみるのもひとつの方法かもしれません。

今回は、医療費についてと施設基準の改定についてお伝えしたいと思います。



お知らせ

現在、治療の際に、患者さまのお顔を覆うのにタオルを使っておりますが、紙製もご用意いたしました。タオルだと洗剤な柔軟剤の匂いが気になるという方は、遠慮なく歯科衛生士までお申し付けください。



布タオル

紙タオル

ご用意
いたしました!

シュンデンタルクリニック

〒041-0802 北海道函館市石川町 461-38 TEL 0138-47-3737

<http://shundc.jp/>